

第1 目的

国内におけるBSE発生を契機として、牛由来肉骨粉については、飼肥料等用原料としての利用が禁止された。このような状況の中で、これが適切に処理されなければ、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、ひいては消費者の食の安全・安心を脅かすことが懸念される場所である。

このため、一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」という。）は、牛由来肉骨粉の適正処理を行うことにより、円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、牛由来肉骨粉を適正に処分する事業に対し、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4417号。以下「要綱」という。）に基づき補助することとし、もって、国産食肉の持続的かつ安定的な供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとする。

1 肉骨粉等の適正処分

副産物協会は、肉骨粉等の適正処分の推進を図るため、継続的に肉骨粉等を製造している者（以下「肉骨粉等処分事業者」という。）が、肉骨粉等原料のレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉等の適正な焼却処分の事業を行うのに必要な経費の一部について補助するものとする。

2 肉骨粉等の利用促進

副産物協会は、肉骨粉等処分事業者が製造した肉骨粉等の利用促進を図るため、肉骨粉等処分事業者等が摂取防止材との混合等の処理を行う場合に処理促進費を交付するものとする。

第3 事業の要件

1 肉骨粉等の定義

この要領において「肉骨粉等」とは、食肉の処理・加工の際に発生する畜産副産物等（以下「肉骨粉等原料」という。）により製造した次に掲げる物をいう。

- (1) 肉粉（肉骨粉等原料を加熱し脂分を抽出する工程を経た固形分を、さらにエキスペラ（連続圧搾機）により脂分を抽出した上で、粉碎機で粉碎した後に、獣毛を除去したものであって、粗たんぱく含有率65%以上であるものをいう。）
- (2) 血粉（家畜の血液を加熱凝固し、水分を除去した後、乾燥、粉末化したも

のをいう。)

- (3) 肉骨粉(肉骨粉等原料(これらを加工する際に発生する動物性残さを含む。)をレンダリング処理したものであって、肉粉及び血粉以外のものをいう。)

2 補助対象となる肉骨粉等

- (1) 第2の1の事業の補助の対象となる肉骨粉等は、次のアからキまでに掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 別表1に掲げる肉骨粉等に該当しないこと

イ 令和4年4月1日以降に製造された肉骨粉等又は令和4年3月31日以前に製造された肉骨粉等にあつては独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が適当と認めたものであること

ウ 令和5年4月1日以降に焼却された又は焼却されることが確実な肉骨粉等

エ 次に掲げる肉骨粉等原料により製造した物であつて、BSEのまん延防止のために講じられる措置により飼肥料等の原料としての利用が困難なものであること

(ア) 食肉の処理・加工の際に発生するくず肉、内臓、骨、脂肪、皮、血液、蹄。ただし、次に掲げるものに限る。

a と畜場におけると畜の際に発生するもの

b カット場、食肉販売店、飲食店、食品製造業における食肉の処理・加工の際に発生するもの

c 原皮業者における原皮製造の際に発生するもの

(イ) 食肉の処理・加工に至るまでの過程で発生する原料であつて、理事長が特別に認めたもの

オ 次に掲げる者から発生する肉骨粉等原料から製造される肉骨粉等であること

(ア) 食肉の処理・加工を行う事業者

(イ) 食肉の処理・加工の際に発生するくず肉、内臓、骨等の畜産副産物を原料として加工する者

(ウ) 飲食店等であつて、食肉の処理の際に発生する動物性残さを分別して原料供給していると認められる者

(エ) 食肉の処理・加工に至るまでの過程で発生する原料であつて、理事長が特別に認めたものを所有する者

カ あらかじめ都道府県知事が認めた焼却施設で焼却を行う肉骨粉等であること

キ 都道府県が認めた検査施設の検査において、原則として、別表2の肉骨粉等の水分含有率を満たす肉骨粉等であること

- (2) 第2の2の事業の補助の対象となる肉骨粉等は、次のアからウまでに掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 令和5年4月1日以降に摂取防止材との混合等の処理(「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件」(平成26年9月1日農林水産省告示第11

- 45号。以下「管理措置告示」という。)の第1項又は第2項で示された方法に限る。以下「混合等処理」という。)が行われるものであること
- イ 混合等処理が行われる又は行われるべき肉骨粉等の譲渡又は引渡し(以下「譲渡等」という。)が次の(ア)又は(イ)により確認できること
 - (ア)肉骨粉等処分事業者が肉骨粉等に自ら混合等処理を行う場合にあつては、他の事業者等への出荷伝票等の写し
 - (イ)肉骨粉等処分事業者が、管理措置告示に基づき混合等処理を行う事業者(以下「混合等処理事業者」という。)に肉骨粉等を譲渡等する場合にあつては、管理措置告示第3項第1号に規定する肥料原料供給管理票の写し
 - ウ 別表1(表中4の(3)を除く。)に掲げる肉骨粉等に該当しないもの

3 補助対象となる肉骨粉等処分事業者

- (1)第2の1の事業にあつては、肉骨粉等処分事業者のうち、次のいずれかを満たす者とする。
 - ア 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「化製場法」という。)第3条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けている者
 - イ 化製場法第8条において準用する同法第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者
 - ウ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けている者
 - エ アからウまで以外の者であつて、都道府県知事の推薦により理事長が適当と認める者
- (2)第2の2の事業にあつては、(1)の肉骨粉等処分事業者であつて、次のア又はイのいずれかを満たす者とする。
 - ア 2の(2)のアの混合等処理を行う者
 - イ 肉骨粉等処分事業者及び混合等処理事業者(以下「肉骨粉等処分事業者等」が、肉骨粉等の利用促進を図るために、その連携を位置付けた計画(以下「連携計画」という。)を作成した者

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成

肉骨粉等処分事業者は、第2の1及び2の事業の実施に当たっては、あらかじめ、別紙様式第1号の肉骨粉適正処分対策事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)を作成の上、第2の2の事業にあつては第3の3の(2)のイの連携計画を添えて、肉骨粉等処分事業者の肉骨粉等製造施設が所在する都道府県知事に協議の上、第8の1の補助金交付申請書に添付して一般社団法人日本畜産副産物協会会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。

2 行動規範等の作成

肉骨粉等処分事業者は、第2の1及び2の事業の実施に当たっては、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準(以下「行動規範」という。)を規定した文書(肉骨粉等処分事業者が所属する団体の行動規範を遵守

することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。)を作成し、会長に提出するものとする。

3 原料収集先等の確認リストの作成

肉骨粉等処分事業者は、第2の1の事業の実施に当たっては、別紙様式第2号の肉骨粉適正処分対策事業に係る原料収集先等の確認リストにより、あらかじめ原料収集先又は原料収集販売業者（以下「原料収集先等」という。）から受け入れる肉骨粉の原料が補助対象となる原料であること、かつ、原料収集先等が補助対象外の原料を扱っている場合は、補助対象の原料と分別管理を行っていることを確認したリスト（以下「確認リスト」という。）を作成して、1の事業実施計画に添付して、会長に提出するものとする。

4 焼却の委託

肉骨粉等処分事業者は、肉骨粉等を確実に焼却できる施設を有する者と別紙様式第3号の肉骨粉適正処分対策事業焼却委託契約書（書式例）に従い委託契約を締結し、肉骨粉等の焼却処分を行うものとする。

第5 事業の推進等

肉骨粉等処分事業者は、副産物協会及び都道府県の指導の下、関係機関、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第6 補助

副産物協会は、交付決定額の範囲内において別表3に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

第8 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

肉骨粉等処分事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに別紙様式第4号の肉骨粉適正処分対策事業補助金交付申請書を会長に提出するものとする。

2 変更承認の申請

肉骨粉等処分事業者は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第5号の肉骨粉適正処分対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 年度の事業費の30%を超える増減

- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) その他会長が必要と認めた場合

3 概算払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、事業の出来高に応じ、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 肉骨粉等処分事業者は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、原則として毎月20日までに、別紙様式第6号の肉骨粉適正処分対策事業補助金概算払請求書に、別紙様式第7号の肉骨粉適正処分対策事業遂行状況報告書（以下「事業遂行状況報告書」という。）を添付して会長に提出するものとする。

4 事業遂行状況等の報告

- (1) 肉骨粉等処分事業者は、第2の2の事業の補助金の交付の決定があった年度の第3四半期の末日現在において、3の(2)の事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに会長に提出するものとする。ただし、3の(2)により事業遂行状況報告書を提出した場合は、これに代えることができるものとする。
- (2) (1)によるほか、会長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、肉骨粉等処分事業者に対して第2の2の事業に係る遂行状況について報告を求めることができる。

第9 実績報告

肉骨粉等処分事業者は、事業が完了した日から起算して1カ月が経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い期日までに別紙様式第8号の肉骨粉適正処分対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）及び第8の3の(2)の事業遂行状況報告書を肉骨粉等処分事業者の肉骨粉等製造施設が所在する都道府県知事を経由して会長に提出するものとする。

第10 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 肉骨粉等処分事業者は、会長に対して第8の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 肉骨粉等処分事業者は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第9の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 肉骨粉等処分事業者は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第9の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第9号の肉骨粉適正処分対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を副産物協会に返還し、副産物協会は、これを速やかに独立行政法人農畜産業振興機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第11 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整理保管

肉骨粉等処分事業者は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 会長は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について必要に応じ、肉骨粉等処分事業者に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。

附 則（平成23年5月31日付け23日副協第58号）

1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。ただし、第3の3の（1）のアの（ケ）に係る大臣確認通知のうち平成23年4月15日付け22消安第10392号による改正された部分は、平成23年4月15日から適用する。

2 肉骨粉適正処分対策事業実施要領（平成21年5月7日付け21日副協第14号。以下「旧要領」という。）は、廃止する。

3 旧要領の第6の4の実績報告、第7の消費税及び地方消費税の取扱い及び第9の帳簿等の整備保管等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月13日付け23日副協第73号）

この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年 4 月19日付け24日副協第16号）

この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成24年 5 月25日付け24日副協第32号）

この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成25年 4 月25日付け25日副協第15号）

- 1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成24年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成26年 1 月29日付け26日副協第 4 号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成26年 1 月 4 日から適用する。

附 則（平成26年 5 月14日26日副協第22号）

- 1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成25年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成26年 7 月15日付け26日副協第43号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成26年 5 月13日から適用する。

附 則（平成26年10月23日付け26日副協第64号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成26年10月 1 日から適用する。

附 則（平成27年 4 月24日付け27日副協第24号）

- 1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成26年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年8月11日付け27日副協第53号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成27年7月6日から適用する。

附 則（平成28年4月7日付け28日副協第32号）

- 1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年4月7日付け29日副協第19号）

- 1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成28年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年4月11日付け30日副協第20号）

- 1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成31年4月4日付け31日副協第24号）

- 1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 平成30年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年4月3日付け2日副協第21号）

- 1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和元年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年6月12日付け2日副協第41号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月7日から適用する。

附 則（令和2年11月2日付け2日副協第81号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月7日から適用する。

附 則（令和3年4月5日付け3日副協第31号）

- 1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年4月5日付け4日副協第42号）

- 1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和3年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和5年4月25日付け5日副協第31号）

- 1 この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和4年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和5年7月7日付け5日副協第60号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和5年6月30日から適用する。

別表1 補助の対象とならない肉骨粉等の要件

補助の対象とならない肉骨粉等	要件
1 飼料の製造業者が、大臣確認通知（注1）に規定する収集先から収集した原料から製造した肉骨粉等	
(1) 家きん由来原料から製造した肉骨粉等	大臣確認通知の別添5-1の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第1の2の(2)に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添5-1の製造基準の1の(1)に規定する収集先から収集した家きん由来原料を原料として製造した肉骨粉等
(2) 豚由来原料から製造した肉骨粉等	大臣確認通知の別添2-1又は別添3-1の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第1の2の(2)に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添2-1又は別添3-1の製造基準の1の(1)に規定する収集先から収集した豚由来原料を原料として製造した肉骨粉等
(3) 馬由来原料から製造した肉骨粉等	大臣確認通知の別添2-1又は別添4-1の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第1の2の(2)に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添2-1又は別添4-1の製造基準の1の(1)に規定する収集先から収集した馬由来原料を原料として製造した肉骨粉等
(4) 豚、馬由来原料及び家きん由来原料を混合して製造した肉骨粉等	大臣確認通知の別添6-1又は別添7-1の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第1の2の(2)に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添6-1又は別添7-1の製造基準の1の(1)に規定する収集先から収集した豚、馬及び家きん由来原料を混合して製造した肉骨粉等

補助の対象とならない肉骨粉等	要 件
(5) 魚介類由来原料から製造した肉骨粉等	大臣確認通知の別添 8-1 の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第 1 の 2 の (2) に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添 8-1 の製造基準の 1 の (1) に規定する収集先から収集した魚介類由来原料を原料として製造した肉骨粉等
(6) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん由来原料等から製造した肉骨粉等	大臣確認通知の別添 9-1 又は別添 10-1 の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第 1 の 2 の (2) に規定する大臣確認を受けた飼料の製造業者が、大臣確認通知の別添 9-1 又は別添 10-1 の製造基準の 1 の (1) に規定する収集先から収集した牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん由来原料等 ((1) から (4) に該当する原料を除く。) を原料として製造した肉骨粉等であって、養殖水産動物用飼料原料として出荷した肉骨粉等
2 ペットフードの製造業者が、ペットフード等通知（注 2）に規定する収集先から収集した原料から製造した肉骨粉等	
(1) 家きん由来原料から製造した肉骨粉等	ペットフード等通知の（別紙 1）の 3 の (1) に規定する独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下、「安全技術センター」という。）による確認書の交付を受けたペットフードの製造業者が、ペットフード等通知の（別紙 1）の別添 1 の (1) のアの収集先から収集した家きん由来原料を原料として製造した肉骨粉等
(2) 豚、馬由来原料又は家きん由来原料と豚、馬由来原料を混合して製造した肉骨粉等	ペットフード等通知の（別紙 1）の 3 の (1) に規定する安全技術センターによる確認書の交付を受けたペットフードの製造業者が、ペットフード等通知の（別紙 1）の別添 1 の (1) のイの収集先から収集した豚、馬由来原料を原料として又は (1) の家きん由来原料と豚、馬由来原料を混合して製造した肉骨粉等

補助の対象とならない肉骨粉等	要 件
(3) 食用脂肪由来の肉粉等から製造した肉骨粉等	ペットフード等通知の（別紙１）の３の（１）に規定する安全技術センターによる確認書の交付を受けたペットフードの製造業者が、ペットフード等通知の（別紙１）の別添２の（１）のＡ又はイの収集先から収集した原料を使用して製造した肉粉であってペットフード原料として出荷した肉骨粉等
(4) 牛由来原料から製造した血粉	ペットフード等通知の（別紙１）の３の（１）に規定する安全技術センターによる確認書の交付を受けたペットフードの製造業者が、ペットフード等通知の（別紙１）の別添３の（１）の収集先から収集した原料を使用して製造された血粉であってペットフード原料として出荷したもの
3 肥料の製造業者が、ペットフード等通知（注２）に規定する収集先から収集した原料から製造した肉骨粉等	
家きん由来原料若しくは豚、馬由来原料を原料として又はそれらを混合して製造した肉骨粉等	ペットフード等通知の（別紙２）の３の（１）に規定する安全技術センターによる確認書の交付を受けた肥料の製造業者が、ペットフード等通知の（別紙２）の別添１の（１）の収集先から収集した家きん由来原料若しくは豚、馬由来原料を原料として又はそれらを混合して製造した肉骨粉等
4 肥料の製造業者が肥料の公定規格の改正等通知（注３）に規定する収集先から収集した原料から製造した肉骨粉等	
(1) 骨、蹄又は角を原料として製造した肉骨粉等	肥料の公定規格の改正等通知の（別紙基準１）の第１の１の（５）の製造条件を満たすことについて、肥料の公定規格の改正等通知の記の第１の２の（２）に規定する大臣確認を受けた肥料の製造業者が、肥料の公定規格の改正等通知の（別紙基準２）の１の（１）の収集先から収集した骨、蹄又は角を原料として製造した肉骨粉等

補助の対象とならない肉骨粉等	要 件
(2) 肉かすを原料として製造した肉骨粉等	肥料の公定規格の改正等通知の（別紙基準1）の第1の1の（4）の製造条件を満たすことについて、肥料の公定規格の改正等通知の記の第1の2の（2）に規定する大臣確認を受けた肥料の製造業者が、肥料の公定規格の改正等通知の（別紙基準2）の1の（1）の収集先から収集した肉かすを原料として製造した肉骨粉等
(3) 牛等由来原料を原料として製造した肉骨粉	肥料の公定規格の改正等通知の記の第1の2の（2）に規定する大臣確認を受けた肥料の製造業者が、肥料の公定規格の改正等通知の（別紙基準2）の1の（1）の収集先から収集した牛等由来原料を原料として製造した（1）及び（2）に該当しない肉骨粉等であって、肥料又は肥料原料として出荷した肉骨粉等
5 獣脂かすを原料として製造した肉骨粉等	獣脂かすを原料として製造し、2の（3）に該当する肉骨粉等
6 牛・豚・鶏由来エキスガラを原料として製造した肉骨粉等	牛・豚・鶏由来エキスガラを原料として製造した肉骨粉等のうち、1から4（4の（3）を除く。6において同じ。）に該当する肉骨粉等、又は1から4に該当しない肉骨粉等であって骨以外のものを含む原料から製造した肉骨粉等
7 特定危険部位、又は牛せき柱を原料として製造した肉骨粉等	と畜場から排出されたと畜場法施行規則（昭和28年9月28日厚生省令第44号）別表第1に掲げるもの（特定危険部位）、又は牛せき柱（大臣確認通知の別添10-1の製造基準の要件を満たす飼料用動物性油脂の原料となるものを除く。）を原料として製造した肉骨粉等
8 ハム・ソーセージ・ベーコンを原料として製造した肉骨粉等	ハム・ソーセージ・ベーコン（原料供給者が発行する書面により、製造工程において工場内で発生し、かつ返品又は売れ残り商品が混じっていないことが確認できたものを除く。）を原料として製造した肉骨粉等

補助の対象とならない肉骨粉等	要件
9 畜産副産物以外の原料が混入されたものを原料として製造した肉骨粉等	畜産副産物以外の原料（パンかす、天かす、卵殻、果物、野菜、魚介類、蒲鉾、食肉の処理・加工の際に分離した家畜の胃や腸の内容物、にかわかす（ソリュブル）、汚泥、化学物質や放射性物質等に汚染されたことが確認された畜産副産物及び死亡獣畜・家きん、飲食店の食べ残し、割り箸・紙コップ・ビニル等）の混入防止措置がとられていないライン等から排出されたものを原料として製造した肉骨粉等
10 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）に基づき殺処分された家畜を原料として製造した肉骨粉等	家伝法第21条第1項の規定に基づく焼埋却の対象となった患畜、疑似患畜若しくは指定家畜の死体又は同法第23条第1項の規定に基づく焼埋却の対象となった物品を原料として製造した肉骨粉等
11 野生動物等を原料として製造した肉骨粉等	野生動物・競走馬・乗用馬・実験動物の死体又は残さを原料として製造した肉骨粉等
12 国内肥料資源利用拡大対策事業の補助対象となった肉骨粉等	国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知）第1の1の（2）の事業により資材購入費の補助対象となる、又は補助対象となった肉骨粉等

注1 1の大臣確認通知とは、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）をいう。以下同じ。

2 2及び3のペットフード等通知とは、「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）をいう。

3 4の肥料の公定規格の改正等通知とは、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）をいう。

別表2 肉骨粉等の水分含有率の範囲

肉骨粉等の種類	水分含有率
肉骨粉	6パーセント以下
血粉	10パーセント以下
肉粉	6パーセント以下

注1 肉骨粉等の水分含有率等検査については、都道府県が認めた検査機関（公的機関に限らない）の施設で、種類別に定期的に行うものとする。

2 検査費用については、補助対象外とする。

3 肉骨粉等の製造時に規定する水分含有率の範囲（以下「規定含水率」という。）を超える肉骨粉等について、別表3の1の補助対象経費を交付する場合にあっては、理事長が別に定めた「規定含水率を超える場合の補助対象数量の算出方法について」（平成24年5月23日付け24農畜機第916号理事長通知）に基づく別添1の規定含水率を超える場合の算出方法についてにより、当該肉骨粉等の数量を規定含水率で換算した数量を補助対象とするものとする。ただし、別表3の1の（2）の補助対象経費を交付する場合、地方公的機関が運営する焼却処理場からの文書による指示又は要請によりやむを得ず規定含水率を超えることを理事長が特に認める場合に限り、当該肉骨粉等の焼却数量を補助対象とするものとする。

別表3 補助対象経費の内容及び補助率

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 肉骨粉 適正処分 対策事業 (肉骨粉 等の適正 処分)</p>	<p>肉骨粉等処分事業者が肉骨粉等の適正処分を行うのに必要な次に掲げる経費</p> <p>なお、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号、以下「飼料安全法」という。)第57条の規定に基づき実施する立入検査等において、牛由来たん白質の混入が確認され、出荷停止、出荷済製品の回収の対象となった肉骨粉等、又は大臣確認の取消申請が受理された飼料の製造業者が、大臣確認が取消しとなった日から大臣確認通知の別添2-1、別添3-1、別添6-1又は別添7-1の製造基準に適合していることについて、再び大臣確認を受けた日の前日までの間に製造した肉骨粉等は、(2)の焼却に要する経費に限るものとする。</p> <p>(1) 製造に要する経費 (ただし、補助の対象となる肉骨粉等で令和5年4月1日以降に製造されたものに限る。)</p> <p>(2) 焼却に要する経費 (ただし、補助の対象となる肉骨粉等で令和5年4月1日以降に焼却されたものに限る。)</p>	<p>定 額 (ただし、補助の対象となる肉骨粉等1kg当たり別表4に定める額)</p> <p>定 額 (ただし、補助の対象となる肉骨粉等1kg当たり別表5及び別表6に定める額又は実費額のいずれか小さい額)</p>
<p>2 肉骨粉 適正処分対 策事業(肉 骨粉等の利 用促進)</p>	<p>肉骨粉等処分事業者等が混合等処理を行う場合の処理促進費の交付に要する経費</p> <p>なお、補助対象数量は、第3の2の(2)のアの混合等処理を行う者における当該年度の全ての肉骨粉等譲渡等数量又は混合等処理数量のうち、直近3年度の平均肉骨粉等譲渡等数量(以</p>	<p>定 額 (ただし、補助対象となる肉骨粉等1kg当たり別表7に定める額以</p>

	<p>下「直近3年度平均譲渡等数量」という。)を上回る数量を上限とする。</p> <p>また、連携計画が作成される場合にあっては、肉骨粉等処分事業者等における当該年度の肉骨粉等混合等処理数量が直近3年度平均譲渡等数量を上回る連携計画を対象とし、その補助対象数量は上記の上限の範囲内とする。</p>	内)
--	--	----

別表4 製造に要する経費

製造経費	肉骨粉等の種類	補助単価 (円/kg)
	肉骨粉	34.5
	血粉	65.5
	肉粉	34.5

注1 次に掲げるいずれか2以上を混合したものを原料として製造した牛混合肉骨粉(第3の3の(1)のウに該当する肉骨粉等処分事業者が食用油脂の製造ラインで製造した肉骨粉を除く。)については、別添2の製造に要する経費の補助対象数量の算出方法についてに基づき、原料に占める牛由来原料の割合に応じて算出される数量を対象とするものとする。

ただし、肉骨粉等処分事業者は、当該原料であることが、飼料安全法第52条第1項の規定に従い備える帳簿(飼料安全法に基づく飼料製造業者の届出をしていない食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく食用油脂製造業者にあつては、原料の受け入れ記録が明らかにできる帳簿)で確認できるよう保管しておくこと

①家きん由来原料(家きんを飼養する農場、食鳥処理場及びいずれかの肉骨粉等処分事業者と家きん専門契約(大臣確認通知の別添5-1の1の(4)又は別添6-1の1の(4)の原料収集にかかわる者との契約をいう。以下同じ。)を締結しているカット場等から収集された家きん原料)

②豚由来原料(豚を飼養する農場及びいずれかの肉骨粉等処分事業者と豚分別供給契約(大臣確認通知の別添の3-1の1の(4)又は別添6-1の1の(4)の原料収集先との契約をいう。以下同じ。)を締結していると畜場・カット場等から収集された豚原料)

③ 牛由来原料

④ 牛混入原料(いずれの肉骨粉等処分事業者とも家きん専門契約及び豚分別供給契約及び馬分別供給契約(大臣確認通知の別添4-1の1の(4)又は別添6-1の1の(4)の原料収集先との契約をいう。以下同じ。)を締結していないと畜場・カット場等から収集された家きん、豚及び馬原料等)
なお、牛混入原料については、牛由来原料とみなす。

⑤ 馬由来原料(馬を飼養する農場及びいずれかの肉骨粉等処分事業者と馬分別供給契約を締結していると畜場・カット場等から収集された馬原料)

2 別表1の7の原料を肉骨粉等処分事業者が処理する場合は、製造された肉骨粉の数量から、特定危険部位の原料の数量に100分の32を乗じた数量及び牛せき柱の原料の数量に100分の43を乗じた数量の合計を減ずるものとする。

3 別表1の8の原料を肉骨粉等処分事業者が処理する場合は、製造された肉骨粉の数量から、同原料の数量に100分の40を乗じた数量を減ずるものとする。

4 規定含水率を超える肉骨粉等については、「規定含水率を超える場合の補助対象数量の算出方法について」(平成24年5月23日付け24農畜機第916号)に基づく別添1の規定含水率を超える場合の算定方法についてにより、当該肉骨粉等の数量を規定含水率で換算した数量を補助対象とするものとする。

別表5 焼却に要する経費

区分等		補助単価
梱包費 (円/kg)		4
焼却費 (円/kg)		18
輸送費 (円/kg)	～ 50 km	3.4
	51 ～ 100 km	5.2
	101 ～ 200 km	7.5
	201 ～ 300 km	9.5
	301 km ～	11.5
資材費		実費

注1 梱包費には、一時保管施設から専用輸送車への積込みに係る経費及び専用輸送車から一時保管施設への荷下ろしに係る経費を含む。

2 資材費は、パレット、シート、紙袋、麻袋等の経費とする。なお、焼却処理場が要請する荷姿等にするための経費については、別表6による。

3 輸送費の対象となる経費は以下のものとする。

(1) 補助の対象となる肉骨粉等を製造する場所から焼却処理場までの輸送費

(2) 補助の対象となる肉骨粉等を焼却処理場が要請する荷姿等にするため自社工場等以外の作業場所から焼却処理場までの輸送費

4 補助単価と実費額のいずれか小さい額を補助するものとする。ただし、焼却費については、理事長がやむを得ないと特に認める場合にはこの限りでない。

5 別表1の7の原料を肉骨粉等処分事業者が処理した肉骨粉を焼却する場合は、焼却する肉骨粉の数量から、特定危険部位の原料の数量に100分の32を乗じた数量及び牛せき柱の原料の数量に100分の43を乗じた数量の合計を減ずるものとする。

6 別表1の8の原料を肉骨粉等処分事業者が処理した肉骨粉を焼却する場合は、焼却する肉骨粉の数量から、同原料の数量に100分の40を乗じた数量を減ずるものとする。

7 規定含水率を超える肉骨粉等については、「規定含水率を超える場合の補助対象数量の算出方法について」(平成24年5月23日付け24農畜機第916号)に基づく別添1の規定含水率を超える場合の算定方法についてにより、当該肉骨粉等の数量を規定含水率で換算した数量を補助対象とするものとする。ただし、地方公的機関が運営する焼却処理場からの文書による指示又は要請によりやむを得ず規定含水率を超えることを理事長が特に認める場合に限り、当該肉骨粉等の焼却数量を補助対象とするものとする。

別表6 焼却場が要請する荷姿等にするための経費

区 分		補助単価 (円/kg)	
輸送費	～ 50km	3.4	
	51～100km	5.2	
	101km ～	7.5	
区 分		標準単価	上限単価
保管費	保管料 (円/月/トン)	1,236	1,854
	入出庫料(円/トン)	2,200	

- 注1 焼却処理場が要請する荷姿等とは、小袋詰め、専用輸送車詰め等とする。
- 2 資材費の対象となる焼却処理場が要請する荷姿等にするための経費のうち、やむを得ない事情により、自社工場等以外で作業する場合の補助の対象となる経費は以下のものとする。
- (1) 補助の対象となる肉骨粉等を製造する場所から焼却処理場が要請する荷姿等にする場所までの輸送費
- (2) 補助の対象となる肉骨粉等を焼却処理場が要請する荷姿等にする場所に一時保管した場合の保管費
- 3 保管費は、営業倉庫で保管した場合の経費とする。なお、倉庫業法に基づかない非営業倉庫（都道府県が指定した倉庫に限る。）で保管する場合、保管費（入出庫料を含む。）は、618円/月/トン以内の実費額とする。
- 4 補助単価の範囲内で実費額を補助するものとする。ただし、保管費については、やむを得ない事情により、標準単価を超える場合に限り、上限単価の範囲内で補助するものとする。その場合、その事情を証明する書類を提出するものとする。
- 5 別表1の7の原料を肉骨粉等処分事業者が処理した肉骨粉を焼却する場合は、焼却する肉骨粉の数量から、特定危険部位の原料の数量に100分の32を乗じた数量及び牛せき柱の原料の数量に100分の43を乗じた数量の合計を減ずるものとする。
- 6 別表1の8の原料を肉骨粉等処分事業者が処理した肉骨粉を焼却する場合は、焼却する肉骨粉の数量から、同原料の数量に100分の40を乗じた数量を減ずるものとする。
- 7 規定含水率を超える肉骨粉等については、「規定含水率を超える場合の補助対象数量の算出方法について」（平成24年5月23日付け24農畜機第916号）に基づく別添1の規定含水率を超える場合の算定方法についてにより、当該肉骨粉等の数量を規定含水率で換算した数量を補助対象とするものとする。ただし、地方公的機関が運営する焼却処理場からの文書による指示又は要請によりやむを得ず規定含水率を超えることを理事長が特に認める場合に限り、当該肉骨粉等の焼却数量を補助対象とするものとする。

別表7 処理促進費の交付に要する経費

処理促進費	肉骨粉等の種類	補助単価 (円/kg)
	肉骨粉等	33.5

別添 1

規定含水率を超える場合の算出方法について

規定含水率を超える場合の製造に要する経費又は焼却に要する経費の補助対象数量は、以下の算式によって規定含水率を超える肉骨粉等の数量を規定含水率までの数量に換算して算出される数量とする。

(算式 1) 肉骨粉・肉粉の場合

$$\text{製造に要する経費の補助対象数量} = \text{製造数量} \times \frac{100 - \text{水分含有率測定値}}{100 - 6}$$

$$\begin{aligned} \text{焼却に要する各経費の補助対象数量} = \\ \text{焼却に要する各経費の数量} - (\text{製造数量} - \text{製造に要する経費の補助対象数量}) \end{aligned}$$

(算式 2) 血粉の場合

$$\text{製造に要する経費の補助対象数量} = \text{製造数量} \times \frac{100 - \text{水分含有率測定値}}{100 - 10}$$

$$\begin{aligned} \text{焼却に要する各経費の補助対象数量} = \\ \text{焼却に要する各経費の数量} - (\text{製造数量} - \text{製造に要する経費の補助対象数量}) \end{aligned}$$

注 焼却に要する各経費の数量は、別表 5 及び別表 6 の各経費の数量とする。

別添 2

製造に要する経費の補助対象数量の算出方法について

牛混合肉骨粉（第3の3の（1）のウに該当する肉骨粉等処分事業者が食用油脂の製造ラインで製造した肉骨粉を除く。）の製造経費の補助対象数量は、以下の製造経費の（算式1）によって算出された数量とする。

（算式1）

製造経費の補助対象数量（kg）

= 製造数量（kg）× 牛由来原料の割合に応じた表1の係数

なお、原料に占める牛由来原料の割合は、以下の算式2によって算出された数値とする。

（算式2）

牛由来原料の割合（%）

= (原料の総量（kg）－表2の対象外の原料の合計数量（kg）) / 原料の総量（kg）× 100

表1 牛由来原料の割合に応じた係数

牛由来原料の割合	係 数
95%以上	10/10
85%以上95%未満	9/10
75%以上85%未満	8/10
65%以上75%未満	7/10
55%以上65%未満	6/10
45%以上55%未満	5/10
35%以上45%未満	4/10
25%以上35%未満	3/10
15%以上25%未満	2/10
5%以上15%未満	1/10
5%未満	0/10

表2 対象外の原料の取扱い

区 分
家きん由来原料 要領別表4の注1の①に掲げるもの
豚由来原料 要領別表4の注1の②に掲げるもの
馬由来原料 要領別表4の注1の⑤に掲げるもの

注 飼料安全法第52条第1項の規定に従い備える帳簿等で確認できるものに限る。

別紙様式第1号の別紙1（肉骨粉等の適正処分）

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業（変更）実施計画

肉骨粉等処分事業者

代表者氏名

1 肉骨粉等処分事業者の概要

(1) 事業者に関すること

住 所			
T E L	() -	F A X	() -
種 類	株式、有限、合名、合資、協業組合、協同組合、個人	資 本 金	千円
従 業 員 数	名 (該当するものに○印)	決 算 時 期	毎年 月

(2) 製造ラインに関すること

製造ライン数	ラインごとの製造品目			原料（ライン毎）	肉骨粉等製造施設の所在地
	申請品目	年間稼働日数	製造量		
本	肉骨粉	日	kg/日	食用油脂ライン	牛、豚、鶏、牛混入、馬
				その他のライン	牛、豚、鶏、牛混入、馬、獣脂粕、死亡牛
	肉粉	日	kg/日		牛、豚、鶏、牛混入、馬
					牛、豚、鶏、牛混入、馬
血粉	日	kg/日		牛、豚、鶏、牛混入、馬	

注1 本事業の対象となるラインについてのみ記載すること

2 申請品目及び原料は該当するものに○印を付けること

3 年間稼働日数は前年度実績を記載し、製造量は前年度の年間製造量を年間稼働日数で除したものを記載すること

(3) 消費税に関すること

本年度の消費税の課税区分（該当するものに○印）		一般課税事業者、簡易課税制度を適用、免税事業者	
消費税等相当額の取扱い（該当するものに○印）		含めて交付申請する、減額して交付申請する	
課税売上高	前々年度（個人事業者は前々年）	（令和 年）	百万円（税抜）
	前年度上半期（個人事業者は前年1月1日～6月30日）	（令和 年）	百万円（税抜）（免税事業者のみ記入）
本年度の状況	①課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%未満であるか		はい、いいえ、不明
	②消費税等の減額又は返還の見込み（消費税等の取扱の確定予定時期）		実績報告時、実績報告後

注 本年度の状況は、本年度、消費税等相当額を含めて交付申請する一般課税事業者のみ、該当するものに○印を付けること

2 肉骨粉等製造計画

(1) 製造数量

(単位：kg)

肉骨粉等の種類	期首在庫	製 造 数 量												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肉 骨 粉		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
肉 粉		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
血 粉		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注 変更部分を二段書にし、変更前を()書で上段に記載すること。

(2) 製造に要する経費

肉骨粉等の種類	製造見込数量 (kg)	出荷見込数量 (kg)	対象見込数量 ① (kg)	補助単価 ② (円/kg)	製造に要する経費 ①×② (円)
肉 骨 粉	()	()	()	()	()
肉 粉	()	()	()	()	()
血 粉	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()

注 変更部分を二段書にし、変更前を()書で上段に記載すること。

3 肉骨粉等処分計画

(1) 焼却数量

(単位: kg)

肉骨粉等の種類	焼 却 数 量												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肉骨粉	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
肉 粉	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
血 粉	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注 変更部分を二段書にし、変更前を()書で上段に記載すること。

(2) 焼却処理場が要請する荷姿等にする場所

番号	場所の名称	所在地	製造する場所からの距離(km)	出荷時の荷姿	備考

注1 別表6に掲げる経費が必要な場合に記載すること。

2 所在地欄は、焼却処理場が要請する荷姿等にする場所の所在地を番地まで(建物名がある場合は更に建物名まで)記載すること。

(3) 予定焼却先

予定焼却先	住 所	焼却処理場が要請する荷姿等にする場所	輸送距離 (km)	焼却時の荷姿	梱 包 費	備 考
					小袋詰め等・専用輸送車	
					小袋詰め等・専用輸送車	
					小袋詰め等・専用輸送車	

注1 焼却に当たり梱包費が必要な場合には、小袋詰め等、専用輸送車いずれか該当するものに○印を付けること。

2 小袋詰めのため梱包費が必要で、梱包作業を外部に委託する場合には、備考欄にその旨記入すること。

3 住所欄は、肉骨粉等を焼却処分する焼却処理施設の所在地を番地まで（建物名がある場合は更に建物名まで）記載すること。

4 焼却処理場が要請する荷姿等にする場所欄には、(2)の番号を使用すること。

5 輸送距離欄は、以下のいずれかを記載すること。

(1) 補助の対象となる肉骨粉等を製造する場所から焼却処理場までの距離

(2) 補助の対象となる肉骨粉等を焼却処理場が要請する荷姿等にするため自社工場等以外の作業場所から焼却処理場までの距離

(4) 焼却に要する経費

肉骨粉等の種類	焼 却 経 費					別表6の保管費 (F) 円	別表6の輸送費 (G) 円	計 (B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G) 円
	数量 (A) kg	焼却費 (B) 円	輸送費 (C) 円	梱包費 (D) 円	資材費 (E) 円			
肉骨粉	()	()	()	()	()	()	()	()
肉 粉	()	()	()	()	()	()	()	()
血 粉	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()

注1 保管費は、営業倉庫での保管の場合は別表6の補助単価の範囲の単価を乗じて得た額以内の実費額とする。また、倉庫業法に基づかない非営業倉庫（都道府県が指定した倉庫に限る）での保管の場合は、保管費（入出庫料を含む）は、618円/月/トン以内の実費額とする。ただし、自社倉庫での保管については補助の対象としない。

- 2 梱包費は、20～30kg程度の袋詰め又は一時保管施設から専用輸送車への積込み及び専用輸送車から一時保管施設への荷下ろしに係る経費が発生する肉骨粉等処分業者のみ記入するものとし、20～30kg程度に袋詰め又は専用輸送車で輸送したものの焼却数量に別表5の補助単価を乗じて得た額とする。
- 3 資材費は、パレット、シート、紙袋、麻袋等の実費額を記入すること。
- 4 変更部分を二段書にし、変更前を（ ）書で上段に記載すること。

4 水分含有率の検査施設

施設の名称	所在地

5 添付書類

- (1) 肉骨粉等の原料管理マニュアル
- (2) 原料収集先等の確認リスト（別紙様式第2号）

別紙様式第1号の別紙2の1（肉骨粉等の利用促進・自ら混合等処理する場合）

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業（変更）実施計画

肉骨粉等処分事業者
代表者氏名

1 肉骨粉等処分事業者の概要

住 所			
T E L	() -	F A X	() -
種 類	株式、有限、合名、合資、協業組合、協同組合、個人	資 本 金	千円
従 業 員 数	名 (該当するものに○印)	決 算 時 期	毎年 月

2 肉骨粉等利用促進計画

(1) 混合等処理する肉骨粉等の種類 :

(2) 混合等処理の内容 : 摂取防止措置、原料加工措置 (該当するものに○印)

【具体的内容 :
 (注) 摂取防止措置 (管理措置告示第1項) の場合は、①摂取防止材を使用する方法、化学肥料等を50%以上配合する方法及び動植物質以外の原料で被覆する方法のいずれによるかと②使用する材料を記載する。
 原料加工措置 (管理措置告示第2項) の場合は、原料加工方法 (炭化、灰化、熔融、アルカリ処理、蒸製、ゼラチン・コラーゲン処理のいずれか) を記載する。】

(3) 牛脊柱等が混合しない製造工程の大臣確認事業場の名称、確認年月日 :

(注) これから取得予定である場合は、その旨記載すること。

(4) 疾病の発生の予防に効果がある原料の加工工程の大臣確認事業場の名称、確認年月日 :

(注) 原料加工措置の場合に記載する。また、これから取得予定である場合は、その旨記載すること。

(5) 肉骨粉等処分事業者における直近3年度の実施状況

年度	肉骨粉等製造数量	うち混合等処理数量	うち譲渡等数量
令和2年度	kg	kg	kg
令和3年度	kg	kg	kg
令和4年度	kg	kg	kg
直近3年度の平均譲渡等数量	—	—	kg

注1 年度は4月～3月とすること。

2 直近3年度の譲渡等実績を証する書類として、出荷伝票等の写しを添付すること。

(6) 肉骨粉等処分事業者における令和5年度の計画

(単位：kg)

	期首 在庫	月別見込数量												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
製 造 数	造 量													
うち混合等 処 理 数 量														
うち譲渡等 数														

注 変更申請の際は、変更部分を二段書にし、変更前を()書で上段に記載すること

3 処理促進費の交付申請見込額

譲渡等見込数量 ① (kg)	直近3年度の平均譲渡等 数量② (kg)	交付対象見込数量 ③ (①-②) (kg)	単価 ④ (円/kg)	処理促進費 ⑤=③×④ (円)

注 変更部分を二段書にし、変更前を()書で上段に記載すること。

別紙様式第1号の別紙2の2（肉骨粉等の利用促進・混合等処理事業者が処理する場合）

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業（変更）実施計画

肉骨粉等処分事業者
代表者氏名

1 肉骨粉等処分事業者の概要

住 所			
T E L	() -	F A X	() -
種 類	株式、有限、合名、合資、協業組合、協同組合、個人	資 本 金	千円
従 業 員 数	名 (該当するものに○印)	決 算 時 期	毎年 月

2 肉骨粉等利用促進計画

(1) 混合等処理する肉骨粉等の種類 :

(2) 混合等処理の内容 :

(注) 摂取防止措置（管理措置告示第1項）の内容について、①摂取防止材を使用する方法、化学肥料等を50%以上配合する方法、動植物質以外の原料で被覆する方法のいずれによるかと②使用する材料を記載する。

(3) 牛脊柱等が混合しない製造工程の大臣確認事業場の名称、確認年月日 :

(注) これから取得予定である場合は、その旨記載すること。

(4) 肉骨粉等処分事業者における直近3年度の実施状況

年度	肉骨粉等製造数量	うち譲渡等数量
令和2年度	kg	kg
令和3年度	kg	kg
令和4年度	kg	kg

(5) 肉骨粉等処分事業者における令和5年度の計画

	期首 在庫	令和5年度計 (kg)
製造数		
うち譲渡等数量		
うち連携計画に係る譲渡等数量		
うち連携計画に係る混合等処数量		

注1 「うち連携計画に係る譲渡等数量」及び「うち連携計画に係る混合等処数量」については、連携計画を作成した全ての混合等処理事業者間との譲渡等数量及び混合等処数量の合計数量を記載すること。

2 月別見込数量の欄は可能な場合のみの記載で可。

3 変更申請の際は、変更部分を二段書にし、変更前を()書で上段に記載すること。

3 処理促進費の交付申請額

	混合等処理事業者名	混合等処理事業者			連携計画			混合等処理事業者の交付対象数量 ⑦ (kg)	連携計画ごとの交付対象数量 ⑧ (kg)	単価 ⑨ (円/kg)	処理促進費 ⑩=⑧×⑨ (円)
		混合等処理見込数量 ① (kg)	直近3年度の平均譲渡等数量 ② (kg)	交付申請上限数量 ③ (①-②) (kg)	混合等処理見込数量 ④ (kg)	直近3年度の平均譲渡等数量 ⑤ (kg)	混合等処理見込数量の直近3年度平均を上回る数量 ⑥ (④-⑤) (kg)				
1											
2											
3											
計											

注1 1つの連携計画につき1行とし、作成された全ての連携計画について記載する。行数が不足する場合は、適宜、増やして記載すること。

2 この表の記載に当たっては、各連携計画の3の(3)の表から転記するものとする。

3 処理促進費⑩は、混合等処理事業者ごとに計算する。

4 変更申請の際は、変更部分を二段書にし、変更前を()書で上段に記載すること。

4 添付書類

連携計画(別紙様式第1号の別紙2の2別添)

注1 連携計画は、混合等処理事業者ごとに作成するものとする。

2 本実施計画を変更する場合は、連携計画を実績詳細(別紙様式第8号の別紙3の2別添(肉骨粉等処分事業者用)、別紙様式第8号の別紙3の2別添(混合等処理事業者用))に変えることができるものとする。

別紙様式第1号の別紙2の2別添

肉骨粉等の利用促進に向けた連携計画

作成年月日：

1 連携計画の概要

(1) 肉骨粉等を供給する者

ア 事業者の概要

名称：

住所：

イ 大臣確認の状況

牛脊柱等が混合しない製造工程の大臣確認事業場名：

確認年月日：

(注) これから取得予定である場合は、その旨記載すること。

ウ 直近3年度における肉骨粉等譲渡等数量 (kg)

令和2年度：

令和3年度：

令和4年度：

(2) 混合等処理を行う者 (=混合等処理事業者)

ア 事業者の概要

名称：

住所：

イ 混合等処理を行う事業場

事業場名：

住所：

(3) 連携により取り組む内容

(注) 当該連携によりどのような肥料を製造し、どのような耕種農家に提供する予定か、混合等処理した肥料の需要期、混合等処理量を増やすための方策はどのようなものか、など記載する。

(4) 摂取防止措置の具体的な内容等

使用する肉骨粉等の登録肥料の名称（登録年月日）：

(注) これから登録予定の場合は、その旨記載すること。

摂取防止措置の具体的な内容：

(注) 摂取防止材を使用する場合は、その旨と使用する摂取防止材の種類、化学肥料等を50%以上配合する場合は、その旨と使用する化学肥料の内容、動植物質以外の原料で被覆する場合はその旨と具体的な方法について記載すること。

2 2者間における計画等

(1) 直近3年度における実績

年度	譲渡等数量 (kg)
令和2年度	
令和3年度	
令和4年度	
直近3年度の平均譲渡等数量	

注1 年度は4月～3月とすること。(以下同じ。)

2 2者間における直近3年度の譲渡等数量を証する書類として、肥料原料供給管理票の写しを添付すること。

(2) 2者間における令和5年度の混合等処理計画

	譲渡等見込数量	混合等処理見込数量 ① (kg)	直近3年度の平均譲渡等数量 ② (kg)	混合等処理見込数量の直近3年度平均を上回る数量 ③ (①-②) (kg)
令和5年度				

3 混合等処理事業者における計画等

(1) 混合等処理事業者における直近3年度の実績

年度	譲渡等数量 (=受入数量) (kg)
令和2年度	
令和3年度	
令和4年度	
直近3年度の平均譲渡等数量	

注 直近3年度の譲渡等数量を証する書類として、当該混合等処理事業者が受け入れた全ての肉骨粉等に係る原料受入が記録された帳簿の写し又は肥料原料供給管理票の写しを添付すること。ただし、本連携計画で必要としない情報については、黒塗り等で隠しても構わない。

(2) 混合等処理事業者における令和5年度の混合等処理計画

	混合等処理 見込数量 ① (kg)	直近3年度の平均 譲渡等数量 ② (kg)	混合等処理見込数量の 直近3年度平均を 上回る数量 (交付申請上限数量) ③ (①-②) (kg)
令和5年度			

(3) 混合等処理事業者における交付対象見込数量

混合等処理事業者			2者間における計画		混合等処理事業者 の交付対象 見込数量 ⑤ (③又は④の計の いずれか少ない数 量) (kg)	連携計画ごと の交付対象 見込数量 ⑥ (⑤× ④/④の計) (kg)	単価 ⑦ (円/kg)	処理促進費 ⑧=⑥×⑦ (円)
混合等処 理見込数 量 ① (kg)	直近3年度 の平均譲渡 等数量 ② (kg)	交付申請 上限数量 ③ (①-②) (kg)	肉骨粉等処分 事業者名	混合等処理 見込数量の 直近3年度 平均を上回 る数量 ④ (kg)				
			〇〇〇 (又は連携計画〇)					
			〇〇〇					
			〇〇〇					
			計					

注1 混合等処理数量の直近3年度平均を上回る数量④の欄については、マイナスの場合はゼロと記載する。

2 2者間における計画欄は、連携計画を作成する肉骨粉等処分事業者について記載するものとし、肉骨粉等処分事業者名の欄は、事業者名又は「連携計画1」「連携計画2」等と記載する。

確認欄		
役員	事務責任者	現場確認者
(職名)		
(名前)		

肉骨粉適正処分対策事業に係る原料収集先等の確認リスト

肉骨粉等処分事業者： _____

製造ライン名【肉骨粉】

(新規の原料収集先又は原料収集販売業者がある場合は、その都度記入して下さい。)

番号	原料収集先又は 原料収集販売業者 (注)	業種	畜種	材料 区分	原料 区分	原料収集先等の確認		確認方法 ①確認書 ②電話 ③直接対話 ④その他	確認日	確認者	備考
						(該当すれば○を付けて下さい。)					
						原料収集先から受け入れる原料は、補助対象であることを確認しましたか。	原料収集先が事業対象外の原料を扱っている場合は、補助対象の原料を分別管理していることを確認しましたか。				

注1 記入方法は、以下のとおりとする。

番号、原料収集先、業種、畜種、材料区分、原料区分の記載方法については、別紙様式第6号の別紙1の②に準ずること。

- (1) 番号には、原料収集先ごとに重複しない任意の番号を記入すること。ここで記入した番号は別紙様式第6号の別紙1の②の番号として使用する。
- (2) 原料収集先には、当該原料を提供したと畜場、カット場等の名称を記入すること。
- (3) 業種には、Bと畜場、Cカット場(食肉処理場)、Dカット場併設と畜場、E食鳥処理場、F食肉販売店、G飲食店、H食品製造工場、Iその他を記入。
なお、A畜産農家については、死亡牛は死亡牛ラインで処理することから、除外している。
- (4) 畜種には、鶏、豚、牛、牛・豚、馬の区分を記入。(それ以外は具体的に明記すること)
- (5) 材料区分には、畜種別に骨、脂、残渣、血液、ハム類等の区分を記入。ハム類は、ハム・ソーセージ・ベーコンをいう。
- (6) 原料区分には、別表4の注1に掲げる①から⑤の原料区分の該当する番号を記入。

2 原料収集販売業者(原料の収集のみを行っている業者)を経由して原料を受け入れている場合は、直接取引している原料収集販売業者を記載して、当該業者について確認事項を記載すること。この場合、原料収集販売業者ごとの原料収集先リスト(業種、畜種、材料区分、原材料区分を含む。)を次の行から記載又は添付すること。なお、飼料用動物性油脂の製造基準(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について(平成17年3月11日付け16消安第9574号)の別添10-1)の原料受入に係る契約書又は確認書がある場合は、原料収集先等の確認の

参考にする。

- 3 肉骨粉等処分事業者が、大臣確認通知の別添 3-1、別添 4-1 又は別添 5-1 の製造基準に適合していることについて、大臣確認通知の記の第 1 の 2 の (2) に規定する大臣確認を受けている場合は、当該製造基準適合確認申請書（大臣確認通知の別記様式第 1-1 号）に添付した原料収集先の一覧表の写しを添付すること。ただし、製造基準適合確認申請変更届（大臣確認通知の別記様式第 6 号）により、原料収集先の変更を行った場合は、最後に変更した原料収集先の一覧表の写しを添付すること。

別紙様式第3号

肉骨粉適正処分対策事業焼却委託契約書（書式例）

[肉骨粉等処分事業者〇〇〇〇]（以下「甲」という。）と[焼却処分事業者〇〇〇〇]（以下「乙」という。）とは、肉骨粉適正処分対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

（事業の委託）

第1条 甲は乙に対し、要領に規定する肉骨粉等の焼却処分を委託する。

（委託の内容）

第2条 甲が乙に委託する処理の内容は、次のとおりとする。

- 1 肉骨粉等（肉骨粉、肉粉、血粉）の焼却処分
- 2 焼却期限 令和 年 月 日

（委託の数量等）

第3条 委託の数量及び単価は、次のとおりとする。

肉骨粉等の種類	焼却委託 予定数量 kg	内 訳			委託単価 円/kg		
		紙袋	トランス バッグ	バラ	本体価格 (A)	消費税 (B)	計 (A)+(B)
肉 骨 粉							
肉 粉							
血 粉							
合 計							

（委託費の支払い）

第4条 乙は、本契約の定めるところに従い肉骨粉等の焼却処分を行ったときは、その焼却を完了したことを明らかにする証拠書類を添えて、前条の数量及び単価から算出される額の委託費の請求を甲に対して行うものとし、甲は、この請求に基づき、乙の指定した金融機関に振込みを行うものとする。

（契約期間）

第5条 本契約期間は、本契約の締結の日から令和 年 月 日までとする。

（その他）

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
氏 名
代表者

乙 住 所
氏 名
代表者 印

印

振込先
金融機関名及び支店名
振込口座種類及び口座番号
口座名義人

注 第2条第2号の焼却期限及び第5条の契約期間は年度内までとするものとする。

別紙様式第4号

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本畜産副産物協会

会長

殿

住 所

肉骨粉等処分事業者

代表者氏名

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、肉骨粉適正処分対策事業実施要領第8の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業目的

2 事業内容 別紙「令和 年度肉骨粉適正処分対策事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他 ()	
1 肉骨粉等の適正処分 (1) 肉骨粉等製造に要する経費 (2) 肉骨粉等焼却処分に要する経費	円	円	円	
2 肉骨粉等の利用促進				
合 計				

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業(業務)報告書及び当該年度の事業(業務)計画書

(3) 知事と協議を了した文書の写し

(4) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条第1項若しくは第8条において準用する同法第3条第1項に基づく知事の許可証の写し、又は食品衛生法(昭

和22年法律233号) 第55条第1項に規定する知事の許可証の写し

(5) 行動規範等の写し

注 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第5号

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本畜産副産物協会
会長 殿

住 所
肉骨粉等処分事業者
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった肉骨粉適正処分対策事業について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉骨粉適正処分対策事業実施要領第8の2の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更する理由
- 2 変更内容 別紙「令和 年度肉骨粉適正処分対策事業変更実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分	
		補助金	その他 ()
1 肉骨粉等の適正処分	() 円	() 円	() 円
(1) 肉骨粉等製造に要する経費	()	()	()
(2) 肉骨粉等焼却処分に要する経費	()	()	()
2 肉骨粉等の利用促進	()	()	()
合 計	()	()	()

(注) 変更部分を二段書にし、変更前を () 書で上段に記載すること。

- 4 事業開始及び完了予定年月日
令和 年 月 日～令和 年 月 日

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本畜産副産物協会
会長

殿

住 所
肉骨粉等処分事業者
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった肉骨粉適正処分対策事業について、下記のとおり概算払により金 円を交付されたく、肉骨粉適正処分対策事業実施要領第8の3の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額 (月分)

区 分	交付決定額 ① 円	既概算払 請求額 ② 円	②のうち 受領額 円	今回の概算 払請求額 ③ 円	残額 ①-②-③ 円
1 肉骨粉等の適正処分 (1) 肉骨粉等製造に要する経費 (2) 肉骨粉等焼却処分に要する経費					
2 肉骨粉等の利用促進					
合 計					

- 2 振込先
金融機関名及び支店名
振込口座種類及び口座番号
口座名義人

注 2の肉骨粉等の利用促進を概算払請求する場合は、別紙様式第8号の別紙3に準じて、添付書類を作成すること。

別紙様式第6号の別紙1

肉骨粉適正処分対策事業補助金概算払請求表
(肉骨粉等製造経費) (月)

肉骨粉等処分事業者：

1 事業状況

肉骨粉等の種類	製造数量 (A) kg	係数 (B)	製造費 対象数量 (C) (A) × (B) kg	出荷数量 (D) kg	出荷数量 を減じた 数量 (E) (C) - (D) kg	製造費 (F) (E) × 単価 円	概算払 請求額 円
肉 骨 粉							
肉 粉							
血 粉							
計							

- 注1 肉骨粉(肉骨粉等処分事業者が食用油脂の製造ラインで製造した肉骨粉を除く。)の係数(B)は、別紙様式第6号の別紙1の②で算定した牛由来原料の割合に応じた係数(e)を転記すること。
- 2 製造費(F)は、肉骨粉等の種類ごとに、出荷数量を減じた数量(E)に別表4の補助単価を乗じて得た額とすること。
- 3 月ごとに別葉とすること。

2 添付書類

- (1) 製造数量が確認できる帳票類(製造日報等)の写し
- (2) 製造した肉骨粉等の水分含有率等を証明する書類(別紙様式第6号の別紙1の①)
- (3) 肉骨粉等の原材料入荷状況について(別紙様式第6号の別紙1の②)

別紙様式第6号の別紙1の①

肉骨粉適正処分対策事業に係る肉骨粉等の水分含有率等について
 (月及び 月分概算払請求に係るもの)

肉骨粉等処分事業者：

(月製造分)

肉骨粉等の種類	水分含有率	粗たんぱく含有率	サンプル採取場所	検査施設	検査年月日
肉骨粉					
肉粉					
血粉					

- 注1 サンプルは、製造後速やかに採取するものとする。
 2 分析結果のデータ（写）を添付すること。

(月製造分)

肉骨粉等の種類	水分含有率	粗たんぱく含有率	サンプル採取場所	検査施設	検査年月日
肉骨粉					
肉粉					
血粉					

- 注1 サンプルは、製造後速やかに採取するものとする。
 2 分析結果のデータ（写）を添付すること。

別紙様式第6号の別紙1の②

肉骨粉等の原材料入荷状況について

肉骨粉等処分事業者：

(月)

【品目： 】

番号	原料収集先	業種	畜種	材料区分	原料区分	重量 (kg)	肉骨粉等の製造数量 (kg)	化製率 (%)
							/	/
		合計	—	—	—	(a)		
						(f) = ⑥重量 × (b) / (a) (kg)	(g) = (b) - (f) (kg)	

内	原料区分	重量 (kg)	対象外の原料の重量 (kg)	牛由来原料の割合 (%)	係数
内 訳	①家きん由来原料		(c) の算出方法 ①+②+⑤	(d) の算出方法 $\frac{(a-⑥) - (c)}{(a-⑥)} \times 100$	
	②豚由来原料				
	③牛由来原料				
	④牛混入原料				
	⑤馬由来原料				
内訳合計			(c)	(d)	(e)

注1 番号には、肉骨粉適正処分対策事業に係る原料収集先等の確認リスト（別紙様式第2号）に記入した原料収集先ごとの番号を記入すること。

2 原料収集先には、当該原料を提供したと畜場、カット場等の名称を記入すること。

3 業種には、次の区分により、A～Iの記号を記入すること。

A畜産農家、Bと畜場、Cカット場（食肉処理場）、Dカット場併設と畜場、

E食鳥処理場、F食肉販売店、G飲食店、H食品製造工場、Iその他

ただし、Iその他を記入した場合は、具体的な業種を原料収集先の欄に（ ）書で記載すること。

4 畜種には、鶏、豚、牛、牛・豚、馬の区分を記入すること。（それ以外は具体的に明記すること）

5 材料区分には、畜種別に骨、脂、残渣、血液、死亡畜等、ハム類（ハム・ソーセージ・ベーコンをいう。）の区分を記入するとともに、死亡畜の場合は、重量の欄に（ ）書で頭数を記入すること。

6 原料区分には、別表4の注1に掲げる①から⑤の原料区分の該当する番号を記入すること。

7 原料収集販売業者から購入した場合は、原料収集販売業者に対し、注2～6の記入に当たって必要となる当該原料を提供したと畜場・カット場等の名称、業種、畜種、材料

区分を、購入伝票に記載を求める等の方法により確認し記入すること。

- 8 別表1の8の要件の「原料供給者が発行する書面により、製造工程において工場内で発生し、かつ返品又は売れ残り商品が混じっていないことが確認できたハム・ソーセージ・ベーコン」を原料とする場合は、原料供給者が発行する書面（別紙様式第6号の別紙1の③）を添付すること。
- 9 月ごと、品目（肉骨粉、肉粉又は血粉）ごとに別葉とすること。

別紙様式第6号の別紙1の③

肉骨粉適正処分対策事業に係る補助対象原料の内容確認書

肉骨粉等処分事業者 殿

社名及び工場名
(ハム・ソーセージ・ベーコン製造事業者)
役職名
氏名

このことについて、補助対象原料として御社に納品したハム・ソーセージ・ベーコンは、全て弊社工場内の製造工程において発生したものであり、かつ、返品又は売れ残り商品が混じっていないことを確認しています。

なお、補助対象原料の内容は下記のとおりです。

記

品目 (ハム・ソーセージ・ベーコン)	重量 (kg)	原料納品 年 月 日	備考

注1 納品書を添付すること。

2 品目欄には、納品した原料の名称(ハム、ソーセージ、ベーコン)を記載する。原料を区別出来ない場合は、複数の種類の原料をまとめて記載してもよい。

別紙様式第6号の別紙2

肉骨粉適正処分対策事業補助金概算払請求表
(肉骨粉等焼却経費) (月)

1 事業状況

肉骨粉等処分事業者：

肉骨粉等の種類	焼却経費					別表6の 保管費 (F)	別表6の 輸送費 (G)	概算払請求額 (B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)
	数量(A)	焼却費(B)	輸送費(C)	梱包費(D)	資材費(E)			
肉骨粉	kg	円	円	円	円	円	円	円
肉粉								
血粉								
計								

- 注1 保管費は、営業倉庫での保管の場合は別表6の補助単価の範囲の単価を乗じて得た額以内の実費額とする。また、倉庫業法に基づかない非営業倉庫（都道府県が指定した倉庫に限る）での保管の場合、保管費（入出庫料を含む）は、618円/月/トン以内の実費額とする。ただし、自社倉庫での保管については補助の対象としない。
- 2 梱包費は、20～30kg程度の袋詰め又は一時保管施設から専用輸送車への積み込み及び専用輸送車から一時保管施設への荷下ろしに係る経費が発生する肉骨粉等処分業者のみ記入するものとし、20～30kg程度に袋詰め又は専用輸送車で輸送したものの焼却数量に別表5の補助単価を乗じて得た額とする。
- 3 資材費は、パレット、シート、紙袋、麻袋等の実費額を記入すること。
- 4 月ごとに別葉とすること。

2 資材費

(単価：枚、円)

(肉骨粉等の種類：)

品目	パレット			シート			紙袋			金額計
	購入枚数	単価	金額	購入枚数	単価	金額	購入枚数	単価	金額	
月										
月										
月										
月										
月										
月										
計										

- 注 1 資材購入に係る請求書等を添付すること。
 2 麻袋等を購入した場合は、品目の欄にその品目を記入すること。
 3 肉骨粉等の種類（肉骨粉、肉粉又は血粉）ごとに別業とすること。

3 添付書類

- (1) 保管業者の発行する請求書等の写し
 (2) 輸送業者の発行する請求書等（距離・数量を記載したもの）の写し
 (3) 別紙様式第3号の書式例による焼却委託契約書の写し（年度の最初の概算払請求書に添付すること。また、契約書の

- 変更又は追加があった場合には、その都度添付すること。）
- (4) 焼却処分事業者の発行する請求書等（数量を記載したもの）の写し
 - (5) 焼却時の肉骨粉等の水分含有率を証明する書類（別紙様式第6号の別紙2の①を準用する。）

別紙様式第6号の別紙2の①

肉骨粉適正処分対策事業に係る肉骨粉等の水分含有率について
 (月及び 月分概算払請求に係るもの)

肉骨粉等処分事業者：

(月焼却分)

肉骨粉等の種類	水分含有率	サンプル採取場所	検査施設	検査年月日
肉 骨 粉				
肉 粉				
血 粉				

- 注1 サンプルは、焼却時に採取するものとする。
 2 分析結果のデータ（写）を添付すること。

(月焼却分)

肉骨粉等の種類	水分含有率	サンプル採取場所	検査施設	検査年月日
肉 骨 粉				
肉 粉				
血 粉				

- 注1 サンプルは、焼却時に採取するものとする。
 2 分析結果のデータ（写）を添付すること。

別紙様式第7号

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業遂行状況報告書

肉骨粉等処分事業者

住 所

代 表 者 名

1 製造実績

(1) 製造数量

(単位 : kg)

肉骨粉等の種類	期首在庫	製造数量												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肉骨粉 (うち出荷数量)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
肉粉 (うち出荷数量)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
血粉 (うち出荷数量)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計 (うち出荷数量)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注1 上下二段書とし、上段には製造数量を記入し、下段()内には出荷数量を内数として記入すること。

2 期首在庫は、前年度末時点で保有(在庫)している肉骨粉等の在庫数量を記入すること。

(2) 対象数量

(単位 : kg)

肉骨粉等の種類	期首在庫	対 象 数 量												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肉骨粉														
肉粉														
血粉														
計														

注 期首在庫は、前年度末時点で保有（在庫）している肉骨粉等の在庫数量を記入すること。

2 焼却実績

(単位 : kg)

肉骨粉等の種類	焼 却 数 量												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肉骨粉	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
肉粉	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
血粉	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注 () 内に風袋重量を除いた数量を記載すること。

3 肉骨粉等適正処分状況

肉骨粉等の種類：()

(単位：kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期首在庫数量(1)												
製造数量(2)												
出荷数量(3)												
焼却数量(4)												
期末在庫量 (1)+(2)-(3)-(4)												

注 肉骨粉等の種類（肉骨粉、肉粉又は血粉）ごとに作成すること。

4 肉骨粉等利用促進状況

(1) 自ら混合等処理する場合

肉骨粉等の種類：()

(単位：kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
混合等処理数量												
うち譲渡等数量												

注 肉骨粉等の種類ごとに作成すること。

(2) 混合等処理事業者が混合等処理する場合

肉骨粉等の種類：()

(単位：kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
譲渡等数量												
うち連携計画に係る譲渡等数量												
うち連携計画に係る混合等処理数量												

注1 肉骨粉等の種類ごとに作成すること。

2 「うち連携計画に係る譲渡等数量」及び「うち連携計画に係る混合等処理数量」については、それぞれ、連携計画を作成した全ての混合等処理事業者間との譲渡等数量及び混合等処理数量の合計数量を記載すること。

5 当月期末在庫数量 () 月末 (単位：kg)

区 分	期末在庫数量	内 訳		
		自社倉庫	営業倉庫	非営業倉庫
肉 骨 粉				
肉 粉				
血 粉				
計				

注 当該月を記入すること。

別紙様式第8号

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本畜産副産物協会
会長

殿

住 所
肉骨粉等処分事業者
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があった肉骨粉適正処分対策事業について、下記のとおり実施したので、肉骨粉適正処分対策事業実施要領第9の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容 別紙「令和 年度肉骨粉適正処分対策事業実績報告」のとおり

3 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 事業に係る精算

区分	交付決定		事業実績		既概算払 受領額②	精算額 ①－②
	事業費 円	補助金 円	事業費 円	補助金 ① 円		
1 肉骨粉等の適正処分 (1) 肉骨粉等製造に要する経費 (2) 肉骨粉等焼却処分に要する経費			円	円	円	円
2 肉骨粉等の利用促進						
計						

5 振込先

金融機関名及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

別紙様式第8号の別紙1

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業実績報告（肉骨粉等製造経費）

肉骨粉等処分事業者：

1 事業実績

肉骨粉等の種類	在庫数量 (kg)	製造数量 (kg)	出荷数量 (kg)	対象数量 (kg)	事業費 (製造費) 円	補助金 (A) 円	既概算払 受領額 (B) 円	精算請求額 (A) - (B) 円
肉 骨 粉						/	/	/
肉 粉								
血 粉								
計								

注1 在庫数量は、前年度末時点で保有（在庫）している肉骨粉等の数量を記入すること。

2 製造費は、肉骨粉等の種類ごとに、月ごとの対象数量に別表4の補助単価を乗じて得た額の合計額とする。

2 添付書類

精算請求額（概算払請求をしていない部分）について、月ごとの「肉骨粉適正処分対策事業補助金概算払請求表（肉骨粉等製造経費）（ 月）」（別紙様式第6号の別紙1を準用する。）及び次の（1）から（3）の書類

- （1）製造数量が確認できる帳票類（製造日報等）の写し
- （2）製造した肉骨粉等の水分含有率等を証明する書類（別紙様式第6号の別紙1の①を準用する。）
- （3）肉骨粉等の原材料入荷状況について（別紙様式第6号の別紙1の②を準用する。）

別紙様式第8号の別紙2

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業実績報告（肉骨粉等焼却経費）

1 事業報告

肉骨粉等処分事業者：

肉骨粉等の種類	焼却経費					別表6の保管費(F)	別表6の輸送費(G)	事業費合計 (B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G) =(H)	補助金(I) 円	既概算払受領額(J) 円	精算請求額(I)-(J) 円
	焼却数量(A)	焼却費(B)	輸送費(C)	梱包費(D)	資材費(E)						
肉骨粉	kg	円	円	円	円	円	円	円	/	/	/
肉粉											
血粉											
計											

- 注1 梱包費は、20～30kg程度の袋詰め又は一時保管施設から専用輸送車への積み込み及び専用輸送車から一時保管施設への荷下ろしに係る経費が発生する肉骨粉等処分業者のみ記入するものとし、20～30kg程度に袋詰め又は専用輸送車で輸送したものの焼却数量に別表5の補助単価を乗じて得た額とする。
- 2 資材費は、パレット、シート、紙袋、麻袋等の実費額を記入すること。
- 3 保管費は、営業倉庫での保管の場合は別表6の補助単価の範囲の単価を乗じて得た額以内の実費額とする。また、倉庫業法に基づかない非営業倉庫（都道府県が指定した倉庫に限る。）での保管の場合、保管費（入出庫料を含む。）は、618円／月／トン以内の実費額とする。ただし、自社倉庫での保管については補助の対象としない。

2 資材費

(単価：枚、円)

(肉骨粉等の種類：)

品目	パレット			シート			紙袋			金額計
	購入枚数	単価	金額	購入枚数	単価	金額	購入枚数	単価	金額	
月										
月										
月										
月										
計										

注1 資材購入に係る請求書等を添付すること。

2 麻袋等を購入した場合は、品目の欄にその品目を記入すること。

3 肉骨粉等の種類（肉骨粉、肉粉又は血粉）ごとに別葉とすること。

3 添付書類

精算請求額（概算払請求をしていない部分）について、月ごとの「肉骨粉適正処分対策事業補助金概算払請求表（肉骨粉等焼却経費）（ 月）」（別紙様式第6号の別紙2を準用する。）及び次の（1）から（5）の書類

- （1）保管業者の発行する請求書等の写し
- （2）輸送業者の発行する請求書等（距離・数量が記載されたもの）の写し
- （3）別紙様式第3号による焼却委託契約書の写し（契約書の変更又は追加があった場合には、添付すること。）
- （4）焼却処分事業者の発行する請求書等（数量が記載されたもの）の写し
- （5）焼却時の肉骨粉等の水分含有率を証明する書類（別紙様式第6の別紙2の①を準用する。）

別紙様式第8号の別紙3の1（自ら混合等処理する場合）

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業実績報告（肉骨粉等の利用促進）

肉骨粉等処分事業者：

1 事業実績

肉骨粉等の種類	譲渡等数量 ① (kg)	直近3年度の平均譲渡等数量 ② (kg)	交付対象数量 ③ (①-②) (kg)	単価 ④ (円/kg)	処理促進費 ⑤ =③×④ (円)	既概算払額 (円)	精算請求額 (円)

2 実績詳細

(単位：kg)

	期首在庫	月別数量													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
製造数															
うち混合等処理数量															
うち譲渡等数量															

注1 「うち譲渡等数量」は、出荷数量のうち肥料原料用仕向けとして譲渡等が行われた数量を記載するものとする。

2 譲渡等数量を証する書類として、他の事業者等への出荷伝票等の写しを添付する。

別紙様式第8号の別紙3の2（混合等処理事業者が処理する場合）

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業実績報告（肉骨粉等の利用促進）

肉骨粉等処分事業者：

1 事業実績

肉骨粉等の種類：（ ）

混合等処理事業者名	混合等処理事業者			連携計画			混合等処理事業者の交付対象数量 ⑦ (kg)	連携計画ごとの交付対象数量 ⑧ (kg)	単価 ⑨ (円/kg)	処理促進費 ⑩ =⑧×⑨ (円)	既概算払額 (円)	精算請求額 (円)
	混合等処理数量 ① (kg)	直近3年度の平均譲渡等数量 ② (kg)	交付申請上限数量 ③ (①-②)(kg)	混合等処理数量 ④ (kg)	直近3年度の平均譲渡等数量 ⑤ (kg)	混合等処理数量の直近3年度平均を上回る数量 ⑥ (④-⑤)(kg)						
1												
2												
3												
			計									

注1 肉骨粉の種類ごとに作成すること。

2 別紙様式第8号の別紙3の2別添（混合等処理事業者用）の2（①～⑧）及び3（処理促進費）から転記する。

2 添付書類

- ・別紙様式第8号の別紙3の2別添（肉骨粉等処分事業者用）「肉骨粉適正処分対策事業（肉骨粉等の利用促進）実績詳細」
- ・別紙様式第8号の別紙3の2別添（混合等処理事業者用）「肉骨粉適正処分対策事業（肉骨粉等の利用促進）実績詳細」

注 上記添付書類のうち混合等処理事業者用については、連携計画を作成した混合等処理事業者ごとに作成の上、添付すること。

別紙様式第8号の別紙3の2別添（肉骨粉等処分事業者用）

肉骨粉適正処分対策事業（肉骨粉等の利用促進）実績詳細

肉骨粉等処分事業者：

1 肉骨粉等処分事業者における実施状況

肉骨粉等の種類：（ ）

	期首 在庫 (kg)	月別数量 (kg)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
製造数														
うち譲渡等数														
うち連携計画に 係る譲渡数														

注1 肉骨粉等の種類ごとに作成すること。

2 うち譲渡等数量の欄は、肥料原料用として譲渡等がなされた全ての肉骨粉等の数量を記載する。

3 うち連携計画に係る譲渡等数量の欄は、肥料原料用として譲渡等がなされた全ての肉骨粉のうち、連携計画を作成した全ての混合等処理事業者間との譲渡等数量の合計数量を記載する。

2 連携計画を作成した混合等処理事業者との実施状況

肉骨粉等の種類：()

番号	混合等処理事業者名	月別混合等処理数量 (kg)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1														
2														
3														
	計													

注1 肉骨粉等の種類ごとに作成すること。

2 連携計画が作成されている場合に、混合等処理事業者ごとに、2者間での混合等処理の実績数量を記載する。

3 行数が不足する場合は、適宜、行を増やして記載する。

4 同表における混合等処理数量を証する書類として、肥料原料供給管理票の写しを添付する。

別紙様式第8号の別紙3の2別添（混合等処理事業者用）

肉骨粉適正処分対策事業（肉骨粉等の利用促進）実績詳細

混合等処理事業者：

1 混合等処理事業者における実施状況

	月別数量 (kg)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
譲渡等数量 (=受入数量)													
うち混合等処理数量													

- 注1 譲渡等数量の欄は、混合等処理事業者が肥料原料用として受け入れた全ての肉骨粉等の数量を記載する。
- 2 うち混合等処理数量の欄は、受け入れた肉骨粉等のうち、当該混合等処理事業者において混合等処理が行われた数量を記載する。
- 3 混合等処理数量を証する書類として、当該混合等処理事業者が受け入れた全ての肉骨粉等に係る原料受入及び混合等処理の実施状況が記録された帳簿の写し又は肥料原料供給管理票の写しを添付すること。ただし、本事業で必要としない情報については、黒塗り等で隠しても構わない。

2 混合等処理事業者における交付対象数量

混合等処理事業者			2者間における計画		混合等処理事業者 の交付対象 数量 ⑤ (③又は④の計の いずれか少ない数 量) (kg)	連携計画ごと の交付対象 数量 ⑥ (⑤× ④/④の計) (kg)	単価 ⑦ (円/kg)	処理促進費 ⑧=⑥×⑦ (円)
混合等処 理数量 ① (kg)	直近3年度 の平均譲渡 等数量 ② (kg)	交付申請 上限数量 ③ (①-②) (kg)	肉骨粉等処分 事業者名	混合等処理 数量の直近 3年度平均 を上回る数 量 ④ (kg)				
			〇〇〇 (又は連携計画〇)					
			〇〇〇					
			〇〇〇					
			計					

注1 混合等処理数量の直近3年度平均を上回る数量④の欄については、マイナスの場合はゼロと記載する。

注2 2者間における計画欄は、連携計画を作成した肉骨粉等処分事業者について記載するものとし、肉骨粉等処分事業者名の欄は、事業者名又は「連携計画1」「連携計画2」等と記載する。

別紙様式第9号

令和 年度肉骨粉適正処分対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本畜産副産物協会
会長

殿

住 所
肉骨粉等処分事業者
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった肉骨粉適正処分対策事業補助金について、肉骨粉適正処分対策事業実施要領第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、肉骨粉等処分事業者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等のすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

()

注 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

()

注 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、肉骨粉等処分事業者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等のすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料